環式アミド（環式カルバマートを含む。）及びその誘導体並びにこれらの塩	ウレイン及びその誘導体並びにこれらの塩	二―アセトアミド安息香酸（Ｎ―アセチルアントラニル酸）及びその塩	エチナメート（ＩＮＮ）	カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物	ニトリル官能化合物	その他の窒素官能基を有する化合物	有機硫黄化合物	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）	核酸及びその塩（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物	プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものの濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するものの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品について、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。）		医療用品	この類の注4の医療用品
二九二四・二一		二九二四・二三	二九二四・二四	二九・二五	二九・二六	二九・二九	二九・三〇	二九・三二	二九・三三	二九・三四	二九・三六	二九・四〇	二九四〇・〇〇		三〇・〇六
ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	ＣＴＨ（第一七・〇二項からの変更を除く。）		第三〇類	

その他のもの 注釈　外科用のカットガットその他これに類する縫合材（外科用又は歯科用の吸収性糸を含む。）、切開創閉合用ラミナリア、ラミナリア栓、外科用又は歯科用の接着剤、外科用の吸収性止血材及び外科用又は歯科用の癒着防止材（吸収されるものに限るものとし、殺菌したものに限る。）、エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬、歯科用充てん材料及び歯科用セメント、救急箱及び救急袋、避妊用化学調製品（第二九・三七項のものを除く。）並びに殺精子剤又は医学上おいてのみ使用するものに限る。）並びに医療用又は獣医学上おいてのみ使用するものに限る。）並びに人若しくは動物の身体の潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させるために供するよう調製したゲルを除く。	三〇〇六・九一	癆（ろう）造設術用と認められるもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ									
	三〇〇六・九二	薬剤廃棄物	ＷＯ									
		第三一類										
		肥料		三一・〇二	窒素肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ						
				三一・〇三	りん酸肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）							
	三一〇三・一〇	過りん酸石灰及び重過りん酸石灰	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ									
				三一・〇四	カリ肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ						
				三一・〇五	肥料成分（窒素、りん及びカリウム）のうち二以上を含有する肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）及びその他の肥料（鉱物性肥料並びにこの類の物品をタブレット状に又は容器に入れこれに類する形状にし又は容器とした一個の重量が一〇キログラム以下に包装したもの								
	三一〇五・一〇	この類の物品をタブレット状その他これに類する形状にし又は容器とした一個の重量が一〇キログラム以下に包装したもの	ＣＣ									
	三一〇五・二〇	鉱物性肥料及び化学肥料（窒素、りん及びカリウムを含有するものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ									
	三一〇五・三〇	オルトりん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ									
	三一〇五・四〇	オルトりん酸二水素アンモニウム（りん酸一アンモニウム）及びこれとオルトりん酸水素二アンモニウム（りん酸二アンモニウム）との混合物	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ									